

栄養成分関連添加物ワーキンググループの設置について（案）

（平成 27 年 9 月 29 日 食品安全委員会決定）

1 栄養成分関連添加物ワーキンググループの趣旨及び設置

ビタミン、ミネラル等を含有し、それらを栄養強化目的で使用する添加物（以下「栄養成分関連添加物」という。）の食品健康影響評価については、平成 26 年 12 月 12 日の第 137 回添加物専門調査会において、主にヒトにおける知見や栄養成分の必要性を審議し取りまとめを行うためのワーキンググループを添加物専門調査会の下に設置することを決定し、調査審議を行ってきた。今後、栄養成分関連添加物については、社会的ニーズの高まりに応じて審議件数も増えるとともに、一般的な添加物とは異なる観点からの評価も必要となることから、栄養学等の幅広い分野の専門委員の参加も得て、従来以上に体制を拡充した上で調査審議を行う必要がある。

これを踏まえ、食品安全委員会に、栄養成分関連添加物ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。これに伴い、添加物専門調査会においては、WGの所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2 所掌事務

WGは、栄養成分関連添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- （1）WGは、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- （2）WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。
- （3）座長は、WGの事務を掌理する。
- （4）座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- （5）WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項

④ 審議経過

⑤ 審議結果

- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

平成27年10月1日から施行する。